■ QR がついている記事は詳細情報をウェブで公開しています

くらしの伝言板

■人の動き

3月末現在(前月比)

人 口:4,567人 (-55)

男:2,207人 (-27)

女: 2,360 人 (- 28) 世帯数: 2,064 世帯 (- 15)

■救急・火災



令和5年1月~3月末

救 急: 63件

火 災: 1件

くんねっぷの情報発信

お知らせや緊急情報などを 発信しています









ホームページ

サポートメール @防災くんねっぷ









Facebook フェイスブック

Twitter ツイッター









マイ広報紙

子育てアプリ 母子モ

5月31日は自動車税の納期限です

自動車税は、毎年4月1日現在の運輸支局の登録に基づいて課税される道税です。令和5年度の納期限は5月31日例です。必ず納期限までに納めましょう。

納税通知書は5月上旬に発送されますが、住 所を変更された方や納税通知書が届かない方は 下記までご連絡ください。

自動車税種別割は、金融機関・総合振興局窓口のほか、指定のコンビニエンスストア、インターネットを利用したクレジットカードにより納税することができます。

また、4月から新たにQRを読み込むことにより納税できるようになりました。(利用できるアプリケーション:docomoのd払い、PayPay、auPayなど)詳しい利用方法については、納税通知書裏面のQRからご確認ください。

○問合せ

北見道税事務所納税課 (北見市青葉町 6 番 6 号☎ 25-8686)

固定資産税・軽自動車税の 納期は5月31日

固定資産税・軽自動車税の納期は、5月31日似です。納期内に必ず納めましょう。

○問合せ

町民課資産税係・町民税係 (☎ 47-2193)

耐震改修を行った住宅の 固定資産税を減額

昭和 57 年 1 月 1 日以前に建てられた住宅について、平成 29 年から令和 6 年 3 月 31 日までの間に、耐震改修を行い完了した場合、1 戸当たり 120 ㎡分までの固定資産税を一年間 2 分の 1 に減額します。

減額を受けるためには、改修後3か月以内に建築士などが発行する「現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書」を添付して町 民課資産税係に申請してください。

○要 件

工事費が50万円を超えること

○減額期間

改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産 税額に適用

○問合せ

町民課資産税係 (☎ 47-2193)

夜間納税相談および収納窓口開設の お知らせ

日中、仕事などの都合により、納税相談や納付に出向くことが難しい方に、次のとおり夜間 納税相談および収納窓口を開設します。

収納窓口では税のほか、使用料など(町に関係するものに限ります)も納付することができます。

- ○と き 5月10日(水)・6月14日(水) 17時30分~20時
- ○ところ 町民課窓口
- ○問合せ 町民課税窓口(☎47-2193)

人権擁護委員制度をご存知ですか

6月1日は、人権擁護委員の日です。

人権擁護委員は、いつでも地域住民からの相 談に応じています。

相談は無料で、相談内容についての秘密は守られます。

人権相談は、離婚相談などの家庭内の問題や 借地借家の問題、隣近所のもめごとなど、幅広 い内容となっています。

気軽に相談できる場所として、人権相談所が 北見法務局に常時開設されています。

また、6月には町公民館で「特設なんでも相 談所」が開設されます。

- ○と き 6月1日休13時~16時
- ○ところ 町公民館農事研修室
- ○担 当 訓子府町人権擁護委員
- ・上杉 守さん
- ・生出 成子さん
- ※訓子府町では、上記の方が人権擁護委員として て法務大臣から委嘱されています。
- ○**問合せ** 町民課町民生活係 (**☎** 47-2203)

行政相談委員に気軽にご相談を

国などの仕事やその手続き・サービスについて困っていることや苦情、ご意見、ご要望はありませんか。

個人の秘密は守られますので気軽にご相談く ださい。

- ◎道路の段差を改善してほしい
- ◎道路標識が分かりにくい
- ◎年金の通知が届いたが、よく分からない
- ◎雇用問題 など
- ○総務省行政相談委員

清井久美子さん(西富**☎** 47-3738) 「行政苦情 110 番」(**☎** 0570-090110) もご 利用ください。

春のすずらん無料法律相談を開催

このようなことで困ってはいませんか?

- ・親の遺産の相続手続きを進めたいが、何から 始めたら良いか分からない
- ・「迷惑は掛けない」と頼まれて借金の連帯保 証人になったが、請求書が届いた
- ・訪問販売で商品を押し売りされたが、返品できるか など

「春のすずらん無料法律相談」は、釧路弁護士 会が主催する無料の法律相談で、弁護士の存在 をより身近に感じてもらえるようにと、弁護士 が定住していない地域で実施しているものです。

本町でも、次のとおり開設されますので、気 軽にご相談ください。

相談するだけで解決できる悩みもあります。 今まで弁護士への相談をためらっていた方、 弁護士事務所まで行けない方など、ぜひこの機 会に相談してみませんか。

- ○と き 5月17日 세13時30分~16時
- ○ところ 町公民館農事研修室
- ○担当弁護士 佐藤信孝弁護士(北見市)
- ※相談は無料ですが、予約制ですので、5月15日/月までに町民課町民生活係(**25**47-2203)にお申し込みください。

みんなで春の大掃除をしましょう

町民憲章の一つに「自然の恵みに感謝し、美しい町をつくります」とあります。

訓子府町では美しい町づくりの一環として、 期間を定めて一斉清掃を実施しています。

春を迎え、みんなで自宅や職場周辺などを清掃しましょう。

- ○一斉清掃期間 5月13日(土)~21日(日)
- 問合せ 町民課町民生活係 (☎ 47-2203)

ごみの不法投棄は犯罪

雪解けが進み、道路沿いや空き地などで、ご みの不法投棄が発見されています。

町では、不法投棄の発見や連絡があった場合には、北見警察署へ通報し、不法投棄者の捜査を要請します。

不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」違反になりますので、絶対にしないでください。

○不法投棄の罰則

5年以下の懲役か 1,000 万円以下の罰金また は併科 (懲役、罰金の両方)。法人の罰金は 上限額が 3億円以下となります

○問合せ 町民課町民生活係(☎ 47-2203)